令和4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、ほうふのおさかな需要拡大事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ水産物の需要拡大を図るため、山口県漁業協同組合(以下「補助対象者」という。)が行う水産物の販路開拓及び販売促進に向けた取組を支援し、もって本市水産業の持続的発展に寄与することを目的とする。

(補助の対象等)

- 第3条 市長は、予算の範囲内において、補助対象者が行う事業に要する経費 について補助するものとする。
- 2 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の区分、補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要とする書類
- 2 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該

補助金に係る仕入れに関する消費税等相当額が明らかでない場合についてはこの限りでない。

(補助金の交付決定)

- 第5条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助対象者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるとき は、条件を付すことができる。

(事業計画の変更)

- 第6条 補助対象者は、前条に規定する補助金の交付決定の通知を受けた後、 事業計画に変更を加えようとするときは、あらかじめ、事業計画変更・中止 ・廃止承認申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出 し、承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の増額又は30%を 超える減額を伴わない場合は承認を受けることを要しない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要とする書類
- 2 市長は、前項に規定する承認申請書の内容を審査し、適当であると認める ときは、その旨を補助対象者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

- 第7条 補助対象者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらか じめ、事業計画変更・中止・廃止承認申請書(第2号様式)を市長に提出す るものとする。
- 2 市長は、前項に規定する承認申請書の内容を審査し、適当であると認める ときは、その旨を補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業を完了した日から起算して20日を経過した 日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日まで に、実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出し なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要とする書類
- 2 補助対象者は、第4条第2項ただし書により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助対象者は、第4条第2項ただし書により交付の申請をした場合は、第 1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告によ り当該補助金に関する消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項 の規定により減額した場合においては、その金額が減じた額を上回る部分の 金額)を速やかに市長に報告するとともに、市長に返還しなければならない (補助金の額の確定)
- 第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容 を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、そ の旨を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第10条 前条に規定する通知を受けた補助対象者は、速やかに補助金交付請求 書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する補助金交付請求書の提出を受けたときは、速やか に補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

(概算払)

- 第11条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第1項の規定による通知 に係る金額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができるもの とする。
- 2 補助対象者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により補助金概算払請求書を受理した際は、その内容 を審査し、補助対象者に対し補助金を交付するものとする。
- 4 市長は、補助金の額の確定をした場合において、その額を超える補助金が

概算払により交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその 超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(他の用途への使用禁止)

第12条 補助対象者は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(関係書類の整備)

- 第13条 補助対象者は、補助事業の経理について、他の経理と明確に区分して 経理しなければならない。
- 2 補助対象者は、補助事業の実施状況及び収支について、一切の状況を明ら かにする帳簿その他関係資料を整備し、交付決定のあった翌年度から5年間 保存しておかなければならない。

(報告及び調査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助事業の 実施状況について報告を求め、帳簿その他関係書類を調査し、事業の実施上 必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

- 第15条 市長は、第6条に規定する補助事業の計画の変更、第7条に規定する 補助事業の中止又は廃止があった場合及び補助対象者が次の各号のいずれか に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがで きる。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - (3) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において 当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対 象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第16条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了した後においても 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使 用し、その効率的な運用を図らなければならない。 (財産処分の制限等)

- 第17条 補助対象者は、取得財産等を、補助金の交付の目的に反して使用し譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者は、次に掲げる場合には、同項の承認を受けることを要しない。
 - (1) 補助対象者が、補助金等の全部に相当する金額を市長に納付した場合
 - (2) 当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第15号)で定める耐用年数をいう。)の期間を経過した場合。ただし、取得価格又は効用の増した額が、1台につき50万円未満の財産については、耐用年数を5年間とし、市長が特に認める場合は、その期間を短縮できるものとする。
- 3 補助対象者が取得財産等を処分することにより収入があると市長が認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。 (その他)
- 第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表			
	補助事業の区分	補助対象経費	補助率
	防府市場に水揚げされた	旅費、消耗品費、燃料費、通	1/2
	水産物の販路開拓	信運搬費、委託料、その他販	
		路開拓に必要な経費	
	道の駅潮彩市場防府を活	謝金、旅費、消耗品費、印刷	定額
	用した水産物の販売促進	製本費、修繕料、通信運搬費	
		、委託料、使用賃借料、備品	
		購入費、その他販売促進に必	
		要な経費	

第1号様式(第4条関係)

ほうふのおさかな需要拡大事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所団 体 名代表者名

年度ほうふのおさかな需要拡大事業について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、ほうふのおさかな需要拡大事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額

円

2 事業の目的

別添事業計画書のとおり

3 事業に要する経費

補助事業の区分	総事業費	補助対象 経 費
合 計		

4 添付書類

- 事業計画書
- 収支予算書
- ・その他市長が必要とする書類

第2号様式(第6条及び第7条関係)

ほうふのおさかな需要拡大事業計画変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所団 体 名代表者名

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けたほうふのおさかな需要拡大事業について、計画変更・中止・廃止したいので、ほうふのおさかな需要拡大事業補助金交付要綱第 条の規定に基づき申請します。

記

- 1 申請の理由
- 2 変更後の事業に要する経費

補助事業の区分	総事業費	補助対象 経 費	
合 計			

- 3 添付書類
 - ・変更後の事業計画書
 - ・変更後の収支予算書
 - ・その他市長が必要とする書類

ほうふのおさかな需要拡大事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所団 体 名代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったほうふのおさかな需要拡大事業を完了したので、ほうふのおさかな需要拡大事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の実績 別添事業報告書のとおり
- 2 事業に要した経費

補助事業の区分	総事業費	補助対象 経 費		
合 計				

- 3 添付書類
 - 事業報告書
 - 収支決算書
 - ・その他市長が必要とする書類

ほうふのおさかな需要拡大事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所団 体 名代表者名

年 月 日付け 第 号で確定の通知がありましたほうふのおさかな需要拡大事業補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 請求金額の内訳

補助事業の区分	総事業費	確定額	既交付済額	今回請求額
合 計				

3 振込口座

ほうふのおさかな需要拡大事業補助金概算払請求書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所団 体 名代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあったほうふのおさかな需要拡大事業補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

1 概算払い請求額

円

2 請求金額の内訳

補助事業の区分	交付決定額	既交付済額	今回請求額	残額
合 計				

3 振込口座